

趣旨説明制度について

1 趣旨説明制度について

趣旨説明制度とは、請願及び陳情（以下「請願等」という。）を提出した者（以下「請願者等」という。）が希望する場合、提出した請願等が委員会で審査される際に、趣旨説明を行うことができる制度をいう。

2 請願者等の趣旨説明の確認方法

請願等を受理する際、議会事務局は趣旨説明制度について説明を行い、希望するかどうか確認する。

趣旨説明を希望する者は、請願等の受付締め切り期限までに趣旨説明申込書を提出する。

3 請願者等への趣旨説明の通知

趣旨説明を希望する請願等のうち、請願及び議会運営委員会において委員会で審査することに内定した陳情については、請願者等へ委員会の日時等を通知する。

4 請願者等の趣旨説明の方法

説明時期	請願等審査の冒頭に行う。
趣旨説明できる人数	請願等1件につき請願者等2人までとする。
時間	おおむね1件あたり5分以内とする。
質疑	・委員は趣旨説明者へ不明な点について質疑を行うことはできるが、趣旨説明者は委員へ質疑を行うことはできない。 ・意見表明及び討議を行わない。
資料	資料の提出を希望する場合は、定例会開会日までに議会事務局まで提出する。

5 情報公開

請願・陳情者の住所、氏名が記載された文書を審査に使用しますが、提出者の個人情報に配慮し、本会議や委員会では住所は町名まで、氏名は名字まで読み上げることをとしています。

6 その他

実費弁償は行わない。